

第34号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を新設するため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）
の一部を次のように改正する。

別表第2の3環境・土木の部1の項を次のように改める。

1	東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第23条の規定に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可	屋外広告物の表示又は掲出の許可手数料	<p>1 広告塔 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>2 広告板 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>3 プロジェクションマッピング イ 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円 ロ 面積1,000平方メートルを超えるもの 644,000円</p> <p>4 小型広告板 1枚につき 400円</p> <p>5 はり紙及びはり札等 50枚までごとにつき 2,250円</p> <p>6 広告旗 1本につき 450円</p> <p>7 立看板等 1枚につき 450円</p> <p>8 電柱又は街路灯柱の利用広告 1枚につき 310円</p> <p>9 標識利用広告</p>	許可申請のとき。
---	---	--------------------	---	----------

			1枚につき 210円
		10 宣伝車	1台につき 4,950円
		11 バス又は電車の車体利用広告	1枚につき 610円
		12 11以外の車の車体利用広告	1台につき 1,950円
		13 アドバルーン	1個につき 2,850円
		14 広告幕	1張につき 990円
		15 アーチ	1基につき 10,630円
		16 装飾街路灯	1基につき 5,010円
		17 店頭装飾	1基につき 19,800円

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。